

## 広島県告示第八百五十号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）  
第十一条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、  
令和二年十一月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 区域の名称

名荷地区

### 二 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

### 三 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町名荷の国土地理院三等三角点「茗荷」（北緯三四度一八分四九秒八七三八、東経一三三度〇七分三三秒五五六四、標高三・二五メートル）

基点一 基準点から六度三七分一五秒の方向一三五・八二メートルの点

基点二 基点一から三五度一七分〇一秒の方向一〇二・一四メートルの点

基点三 基点二から八五度一七分〇一秒の方向二七一・八七メートルの点

### 四 指定年月日

令和二年七月二十日